

医療機能情報提供制度の普及等に向けた今後の進め方に関する 前回の議論の整理（案）

以下の整理案は、第9回検討会（平成23年12月22日開催）における議論を踏まえ、座長の指示の下、事務局で整理したものである。

1. 医療機能情報提供制度の普及状況等

- 本制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援する観点から、病院や診療所などの医療機関に関する情報についてインターネット等を通じて都道府県が住民・患者に対して分かりやすい形で情報提供しているものであり、平成19年4月から開始された。
- 今般、その普及状況等を調査するため、都道府県に対してアンケート調査を実施したところ、アクセス数については、ほとんどの都道府県において概ね増加傾向にあるものの、その絶対数で見ると、広く普及しているとは言えない状況にあると考えられる¹。
- 同調査では、医療機関や利用者から都道府県に寄せられている意見についても調査している。
医療機関から都道府県に対しては、主に、項目の多さや類似調査の存在などの報告の負担に対しての意見が寄せられていた。利用者からは、主に、ホームページに表示される情報の多さや表現の分かりにくさに関する意見やホームページの検索の仕方の難しさに関するものが寄せられていた。
- 併せて、都道府県からは、医療機関が報告するメリットを感じるような仕組みの必要性やホームページの仕様の標準化に関する意見に加えて、国においても本制度の普及・啓発を実施してほしいとの要望が寄せられた。

2. 対応（案）

前回（第9回）の検討会における議論の内容を踏まえて考えられる対応（案）は以下のとおり。

（1）システムの利便性向上

- 医療機能情報提供制度の各都道府県ホームページの利便性を向上させる観点

¹ 一日あたりに換算して、1都道府県当たり約880アクセス（平成22年（度）実績 アクセス数をカウントしている39都道府県分の数値を単純に足し上げて平均したもの）であった。

から、以下のような機能を取り入れるよう都道府県に対して助言してはどうか。

- ・ 検索対象を限定しないフリーワード検索や複数キーワードでの検索機能
- ・ 以下のような検索頻度の高い項目の検索を容易にする機能（アイコン表示化等）
 - 自宅に近い医療機関
 - 現在診療中、あるいは時間外診療や土日・祝日診療を実施する医療機関
- ・ 地域連携を円滑にするための工夫（主な連携先医療機関の表示、地域医療連携状況の地図表示、地域別の検索機能など）
- ・ 基本情報等のみの簡易表示と詳細情報も含めた表示を選択可能とする機能
- ・ 外国語による情報提供（外国語メニュー）

○ 適切な表示内容の医療機関のホームページを有用な情報源の一つと位置付け、そうではないホームページとの差別化を図る観点から、各都道府県ホームページ上に医療機関のホームページへのリンクを貼る場合には、今後作成する予定の「医療機関のホームページに関するガイドライン（仮称）」に準拠したものに限定することとするよう都道府県に対して助言してはどうか。

○ 医療機関や都道府県の負担を軽減する観点から、紙媒体での報告を採用している場合は、セキュリティに配慮しつつ、極力オンライン化による手続きに移行するよう都道府県に対して助言してはどうか。

さらに、前年度の報告内容を画面上で確認しながら変更箇所のみを修正すれば、それが直ちに反映されるなどの工夫を可能な限り取り入れるよう併せて助言してはどうか。

○ 上記のような機能の追加等を実施する上で、各都道府県の取組に関する好事例等を踏まえ、各都道府県ホームページの機能や制度の運用方法などの望ましいあり方について国が提示してはどうか。

（２）制度の普及・啓発に向けた取組について

医療機能情報提供制度のより一層の普及や国民向けの啓発に向けて、以下のような取組を進めてはどうか。

- ・ 医療機能情報提供制度について分かりやすい呼称を付ける
- ・ 厚生労働省ホームページでのPR

（３）対象項目について

○ 住民・患者による病院等の適切な選択を支援する観点から、医療機能情報提供制度の対象項目として以下の事項を追加してはどうか。

(現在、広告可能とされている事項)

- ・ 紹介することができる医療機関等の名称 (例えば、過去5年間で紹介した実績のある医療機関等の名称)
- ・ 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る平均的な費用 (診断書代、診療録の開示手数料等)

(現在、広告可能とされていない事項)

- ・ 制度改正等に伴う追加項目 (外国人患者受入れに資する医療機関認証制度の認証を受けた旨等)

○ その上で、現在、広告可能とされていない事項については、併せて広告可能項目に追加してはどうか。

○ また、制度改正や診療報酬改定などにより廃止又は別項目へ統合された事項を対象項目から削除又は別項目に統合してはどうか。

(削除)

- ・ 思春期クリニック事業実施医療機関
- ・ 広範囲熱傷特定集中治療室
- ・ 寝たきり老人訪問指導管理

(別項目に統合)

- ・ 単純CT撮影・特殊CT撮影 (CT撮影に統合) 等

(4) 公表方法に関する規定の見直し

現在、医療機関から報告された医療機能情報については、都道府県が取りまとめて

①インターネット

②書面又は庁舎に備え付けの端末等

の両者による公表を厚生労働省令により規定しているところであるが、地域主権を推進する観点から、①インターネット以外の公表方法については、都道府県の裁量で行えるよう規定を見直してはどうか。